

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月11日

【中間会計期間】 第12期中(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

【会社名】 株式会社リヴァンプ

【英訳名】 Revamp Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員CEO 湯浅 智之

【本店の所在の場所】 東京都港区北青山二丁目12番16号 北青山吉川ビル

【電話番号】 03-5413-7200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 管理部長 鈴木 元

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山二丁目12番16号 北青山吉川ビル

【電話番号】 03-5413-7200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 管理部長 鈴木 元

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期中	第12期中	第10期	第11期
会計期間	自 平成27年 4月1日 至 平成27年 9月30日	自 平成28年 4月1日 至 平成28年 9月30日	自 平成26年 4月1日 至 平成27年 3月31日	自 平成27年 4月1日 至 平成28年 3月31日
売上高 (千円)	502,591	642,134	975,080	1,685,072
経常利益 (千円)	117,354	215,631	125,947	338,018
中間(当期)純利益 (千円)	75,644	159,332	42,279	232,717
持分法を適用した 場合の投資利益 又は投資損失() (千円)	531	2,457	2,131	1,063
資本金 (千円)	100,000	275,500	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	410,000	429,500	410,000	410,000
純資産額 (千円)	1,490,343	1,997,461	1,444,139	1,512,365
総資産額 (千円)	1,940,890	2,609,510	1,876,835	2,148,266
1株当たり純資産額 (円)	3,840.60	5,147.43	3,565.77	4,103.55
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	187.93	426.16	104.04	582.43
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)				
1株当たり配当額 (円)				
自己資本比率 (%)	76.8	73.5	76.9	70.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	142,585	334,242	36,968	89,574
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,625	31,578	154,536	115,392
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	48,336	297,424	125,000	90,038
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	579,667	1,045,781	677,540	382,535
従業員数 (名)	38	47	39	45

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 当社は第11期中が中間財務諸表の作成初年度であるため、それ以前については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000
計	1,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成28年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年12月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	429,500	485,109	非上場・非登録	株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式 (注)1、2
計	429,500	485,109		

- (注) 1. 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。
当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを設けております。
2. 当社は単元株制度を採用しておりません。
3. 平成28年10月19日を効力発生日とするアクトタンク株式会社との株式交換に伴い、新たに株式を発行しております。その結果、発行済株式総数が15,609株増加しております。また、平成28年12月19日に第2回新株予約権が行使されたことにより、発行済株式総数が40,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権(平成18年12月19日)

	中間会計期間末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	45,000(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年12月20日 至平成28年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000 資本組入額 7,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含みます。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の権利行使時においても、当社ならびに当社の子会社の取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権の行使は、所定の株式数のうち、その全部又は一部につき行使することができる。ただし、一部につき分割行使する場合は、1個(1株)単位で行使することができる。
- (3) 権利行使により取得した株式は、当社が指定する証券会社等に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。

第2回新株予約権(平成18年12月19日)

	中間会計期間末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	40,000(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年12月20日 至平成28年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000 資本組入額 7,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式の無償割当を含みます。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

(1) 権利行使により取得した株式は、当社が指定する証券会社等に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。

第3回新株予約権(平成28年2月25日)

	中間会計期間末現在 (平成28年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	29,160(注)1	29,080(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,160(注)1	29,080(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,500(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成30年3月17日 至平成38年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,500 資本組入額 2,250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとし、

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織再編を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行います。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとし、

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとし、

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、執行役員又は使用人(以下「取締役等」という。)の地位を有していなければならない。
- (2) 新株予約権の行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、年間4回を限度として、これを行うことができる。
- (3) 新株予約権は、行使期間が到来していても、当社普通株式が金融商品取引所に上場した後、6ヶ月を経過しなければ行使することができない。

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項及び行使条件
上記(注)3及び「新株予約権の取得条項(注)5」に準じて組織再編行為の際に当社の取締役会で決定する。
5. 新株予約権の取得条項は以下のとおりであります。
- (1) 以下の、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約、又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画承認の議案
 - (2) 以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、当社は無償で新株予約権の全部を取得することができる。
新株予約権者が当社又は関係会社の取締役等の地位を喪失した場合
新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合
新株予約権者が破産宣告を受けた場合
新株予約権者が関係法令、当社又は関係会社の社内規則等に違反した場合
新株予約権者が別途当社との間で締結する新株予約権引受契約書の規定に違反した場合
 - (3) 当社は、新株予約権の行使の条件の一部又は全部を満たさないため行使することができなくなった新株予約権については、取締役会が別途定める日に、これを無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年8月12日 (注)	19,500	429,500	175,500	275,500	175,500	625,500

(注) 有償第三者割当
割当先 伊藤忠商事(株)
発行価格 18,000円
資本組入額 9,000円

(6) 【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
澤田 貴司	東京都世田谷区	167,150	38.92
湯浅 智之	東京都世田谷区	91,150	21.22
カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社	大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	40,000	9.31
瓜生 健太郎	東京都文京区	25,000	5.82
伊藤 雅俊	東京都港区	20,000	4.65
伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号	19,500	4.54
斎藤 武一郎	東京都渋谷区	15,000	3.49
玉塚 元一	東京都渋谷区	10,250	2.38
計		388,050	90.33

(注) 上記のほか、自己株式が41,450株(9.65%)あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 41,450		
完全議決権株式(その他)	普通株式 388,050	388,050	
単元未満株式			
発行済株式総数	429,500		
総株主の議決権		388,050	

【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社リヴァンプ	東京都港区北青山二丁目 12番16号 北青山吉川ビル	41,450		41,450	9.65
計		41,450		41,450	9.65

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

6 【従業員の状態】

(1) 提出会社の状態

平成28年9月30日現在

従業員数(名)	47
---------	----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 労働組合の状態

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融緩和もあり、雇用情勢の改善も見られ、緩やかな回復が継続しているものの、海外経済では、英国のEU離脱による不確実性の高まりなどをはじめとする、先行き不透明感が増しています。

このような経営環境下において、当社では主要事業であるコンサルティング業務の受注拡大に加え、新規の営業投資有価証券への出資等を通じ、積極的に事業展開を進めてまいりました。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は642,134千円(前年同期比27.8%増)、営業利益は214,397千円(同86.2%増)、経常利益は215,631千円(同83.8%増)、中間純利益は159,332千円(同110.6%増)となっております。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

コンサルティング事業

主要事業であるコンサルティング事業では、既存案件の継続受注に加え、既存取引先からの追加業務の受託や新規受託案件の獲得が収益に貢献しました。また、子会社であるリヴァンプ・ビジネスソリューションズ(株)やアクトタンク(株)からのロイヤリティーも引き続き収益に寄与しました。

上記の結果、コンサルティング事業の売上高は601,138千円(同28.1%増)、セグメント利益(営業利益)は280,662千円(同50.8%増)となりました。

投資事業

投資事業では、営業投資有価証券として保有する(株)ウォーターダイレクトに対して実施されたTOBに応じたことによる株式売却益の計上がありました。

上記の結果、投資事業の売上高は40,995千円(同23.5%増)、セグメント利益(営業利益)は40,995千円(同673.8%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して663,245千円増加し、1,045,781千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と、その要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、334,242千円のプラス(前中間会計期間は142,585千円のマイナス)となりました。これは主に、たな卸資産の増加額186,430千円、法人税等の支払額124,480千円があったものの、税引前中間純利益230,449千円、売上債権の減少額459,786千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、31,578千円のプラス(前中間会計期間は3,625千円のマイナス)となりました。これは主に、貸付金の回収による収入10,124千円、関係会社株式の売却による収入24,016千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、297,424千円のプラス(前中間会計期間は48,336千円のプラス)となりました。これは主に、短期借入金の純増減額(減少)52,000千円があったものの、株式の発行による収入349,424千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注実績

当社は、コンサルティング及び投資に関する事業を行っており、提供するサービスの性質上、生産実績及び受注実績の記載に馴染まないため、省略しております。

(2) 販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	601,138	128.1
投資事業	40,995	123.5
合計	642,134	127.8

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
アクトタンク(株)	84,361	16.8	98,247	15.3
リヴァンプ・ビジネスソリューションズ(株)	82,420	16.4	77,907	12.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の中間財務諸表について、三優監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	382,535	1,045,781
売掛金	521,447	168,097
営業投資有価証券	680,545	650,900
たな卸資産	1	186,432
その他	106,771	104,609
貸倒引当金	1,200	1,200
流動資産合計	1,690,100	2,154,620
固定資産		
有形固定資産	1 5,383	1 4,420
無形固定資産	1,862	10,854
投資その他の資産		
関係会社株式	366,257	355,799
その他	89,645	91,828
貸倒引当金	4,983	8,012
投資その他の資産合計	450,919	439,615
固定資産合計	458,165	454,889
資産合計	2,148,266	2,609,510
負債の部		
流動負債		
買掛金	65,847	97,775
短期借入金	228,000	176,000
未払法人税等	124,472	70,569
前受収益	7,202	104,576
賞与引当金	31,368	31,365
役員賞与引当金	42,000	10,500
その他	3 70,234	3 54,487
流動負債合計	569,126	545,274
固定負債		
長期未払金	66,775	66,775
固定負債合計	66,775	66,775
負債合計	635,901	612,049

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	275,500
資本剰余金		
資本準備金	450,000	625,500
その他資本剰余金	525,000	525,000
資本剰余金合計	975,000	1,150,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	580,166	739,499
利益剰余金合計	580,166	739,499
自己株式	168,038	168,038
株主資本合計	1,487,128	1,997,461
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,236	-
評価・換算差額等合計	25,236	-
純資産合計	1,512,365	1,997,461
負債純資産合計	2,148,266	2,609,510

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年 4月 1日 至 平成28年 9月30日)
売上高	502,591	642,134
売上原価	311,145	320,476
売上総利益	191,445	321,658
販売費及び一般管理費	76,311	107,260
営業利益	115,133	214,397
営業外収益	¹ 3,155	¹ 3,812
営業外費用	² 934	² 2,558
経常利益	117,354	215,652
特別利益	-	19,166
特別損失	-	4,369
税引前中間純利益	117,354	230,449
法人税等	³ 41,709	³ 71,116
中間純利益	75,644	159,332

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		繰越利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	450,000	525,000	975,000	347,448	347,448	10,000	1,412,448	
当中間期変動額									
新株の発行									
中間純利益					75,644	75,644		75,644	
自己株式の取得							19,663	19,663	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	75,644	75,644	19,663	55,981	
当中間期末残高	100,000	450,000	525,000	975,000	423,093	423,093	29,663	1,468,430	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	31,691	31,691	1,444,139
当中間期変動額			
新株の発行			
中間純利益			75,644
自己株式の取得			19,663
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	9,777	9,777	9,777
当中間期変動額合計	9,777	9,777	46,203
当中間期末残高	21,913	21,913	1,490,343

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	100,000	450,000	525,000	975,000	580,166	580,166	168,038	1,487,128	
当中間期変動額									
新株の発行	175,500	175,500	-	175,500				351,000	
中間純利益					159,332	159,332		159,332	
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	175,500	175,500	-	175,500	159,332	159,332	-	510,332	
当中間期末残高	275,500	625,500	525,000	1,150,500	739,499	739,499	168,038	1,997,461	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	25,236	25,236	1,512,365
当中間期変動額			
新株の発行			351,000
中間純利益			159,332
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	25,236	25,236	25,236
当中間期変動額合計	25,236	25,236	485,095
当中間期末残高	-	-	1,997,461

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	117,354	230,449
減価償却費	1,195	1,216
貸倒引当金の増減額(は減少)	22,261	3,029
賞与引当金の増減額(は減少)	361	3
役員賞与引当金の増減額(は減少)	19,000	31,500
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	6,674	-
受取利息及び受取配当金	133	2,896
支払利息	934	982
株式交付費	-	1,575
関係会社株式売却損益(は益)	-	19,166
売上債権の増減額(は増加)	105,138	459,786
たな卸資産の増減額(は増加)	108,387	186,430
営業投資有価証券の増減額(は増加)	152,396	8,899
仕入債務の増減額(は減少)	6,155	31,927
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	27,122	47,205
未払消費税等の増減額(は減少)	33,155	27,095
その他	13,303	3,295
小計	137,946	456,665
利息及び配当金の受取額	329	2,896
利息の支払額	819	839
法人税等の支払額	4,149	124,480
営業活動によるキャッシュ・フロー	142,585	334,242
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,114	-
無形固定資産の取得による支出	1,329	5,940
貸付けによる支出	5,500	-
貸付金の回収による収入	11,350	10,124
関係会社株式の取得による支出	948	-
関係会社株式の売却による収入	-	24,016
子会社の清算による収入	-	8,868
保険積立金の積立による支出	5,569	5,569
その他	485	77
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,625	31,578
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	68,000	52,000
株式の発行による収入	-	349,424
自己株式の取得による支出	19,663	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	48,336	297,424
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	97,873	663,245
現金及び現金同等物の期首残高	677,540	382,535
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 579,667	1 1,045,781

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの.....中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

投資事業組合等への出資金(営業投資有価証券を含む)

組合等の財産の持分相当額を純額で計上し、損益の持分相当額を純額で計上しております。

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品.....個別法

貯蔵品.....最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

営業投資有価証券売上高及び売上原価

売上高のうち投資収益については、経営支援・投資目的の営業投資有価証券の売却益(純額)、受取配当金及び投資事業組合等の投資収益のうち持分相当額を計上しております。

また、売上原価のうち投資損失については、営業投資有価証券の評価損及び売却損(純額)を計上しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却費の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当中間会計期間において、中間財務諸表への影響額はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	10,249千円	11,059千円

2 保証債務

下記の会社の賃貸借契約に伴う債務(契約未経過期間の賃料等)について債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
(株)フルスロットルズ	44,392千円	28,719千円
(株)ジェットセット	- "	27,287 "
計	44,392 "	56,006 "

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
受取利息	133千円	218千円
受取配当金	- "	2,677 "
貸倒引当金戻入額	2,741 "	600 "

2 営業外費用の主要項目は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
支払利息	934千円	982千円
株式交付費	- "	1,575 "

3 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

4 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	922千円	865千円
無形固定資産	272 "	350 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	410,000	-	-	410,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	5,000	5,700	-	10,700

(変動事由の概要)

平成27年6月25日の定時株主総会決議による自己株式の取得 5,700株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
平成18年第1回ストック・オプションとしての新株予約権						
平成18年第2回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計						

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	410,000	19,500	-	429,500

(変動事由の概要)

増加の内容は、次のとおりであります。

第三者割当増資による新株発行 19,500株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	41,450	-	-	41,450

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
平成18年第1回ストック・オプションとしての新株予約権			-	-		-
平成18年第2回ストック・オプションとしての新株予約権			-	-		-
平成28年第3回ストック・オプションとしての新株予約権			-	-		-
合計			-	-		-

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金	579,667千円	1,045,781千円
現金及び現金同等物	579,667千円	1,045,781千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)

前事業年度(平成28年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	382,535	382,535	
(2) 売掛金	521,447	521,447	
(3) 営業投資有価証券	64,500	64,500	
資産計	968,482	968,482	
(1) 買掛金	65,847	65,847	
(2) 短期借入金	228,000	228,000	
(3) 未払法人税等	124,472	124,472	
負債計	418,319	418,319	

当中間会計期間(平成28年9月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,045,781	1,045,781	
(2) 売掛金	168,097	168,097	
(3) 営業投資有価証券			
資産計	1,213,878	1,213,878	
(1) 買掛金	97,775	97,775	
(2) 短期借入金	176,000	176,000	
(3) 未払法人税等	70,569	70,569	
負債計	344,344	344,344	

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:千円)

区分	平成28年3月31日	平成28年9月30日
営業投資有価証券	616,045	650,900
関係会社株式	366,257	355,799

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	64,500	25,955	38,544
小計	64,500	25,955	38,544
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式			
小計			
合計	64,500	25,955	38,544

当中間会計期間(平成28年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式			
小計			
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式			
小計			
合計			

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
関連会社に対する投資の金額	16,500	36,100
持分法を適用した場合の 投資の金額	18,516	35,658

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
持分法を適用した場合の 投資利益又は投資損失()の金額	531	2,457

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであり、「コンサルティング事業」「投資事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「コンサルティング事業」は、主に小売業を中心とした企業に対するコンサルティング業務を提供しております。具体的には、経営戦略の立案支援、マーケティング戦略の立案支援、業務改革プロジェクトにおける方針策定・プロジェクトマネジメント機能の提供等を行っております。

「投資事業」は、主に自己資金による企業投資を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)	中間財務諸表 計上額
	コンサルティング	投資			
売上高					
外部顧客への売上高	469,391	33,200	502,591	-	502,591
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	469,391	33,200	502,591	-	502,591
セグメント利益	186,146	5,298	191,445	76,311	115,133
セグメント資産	325,326	669,859	995,185	945,705	1,940,890

(注) 1. 調整額の内容は次の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額 76,311千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額945,705千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

2. セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注)	中間財務諸表 計上額
	コンサルティング	投資			
売上高					
外部顧客への売上高	601,138	40,995	642,134	-	642,134
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	601,138	40,995	642,134	-	642,134
セグメント利益	280,662	40,995	321,658	107,260	214,397
セグメント資産	402,402	650,900	1,053,303	1,556,207	2,609,510

(注)1. 調整額の内容は次の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額 107,260千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額1,556,207千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

2. セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクトタンク(株)	84,361	コンサルティング
リヴァンプ・ビジネスソリューションズ(株)	82,420	コンサルティング

当中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アクトタンク(株)	98,247	コンサルティング
リヴァンプ・ビジネスソリューションズ(株)	77,907	コンサルティング

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	4,103.55円	5,147.43円

項目	前中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	187.93円	426.16円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	75,644	159,332
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	75,644	159,332
普通株式の期中平均株式数(株)	402,508	373,878
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第5 【提出会社の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【関係会社の情報】

当中間会計期間において、主要な関係会社に重要な異動はありません。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月11日

株式会社リヴァンプ
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 杉 田 純

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 公 太

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リヴァンプの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リヴァンプの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。